

平成25年（才）第804号・平成25年（受）第976号

上告人兼申立人 安野輝子・外20名

被上告人兼相手方 国

2013（平成25年）年7月8日

最高裁判所第一小法廷 御中

上 申 書

上告人兼申立人訴訟代理人

弁護士 西 晃

（当職は、既に提出している上告理由書、及び上告受理申立て理由書の範囲内で以下の通り意見を申し述べる）

1 立法の不存在が憲法違反になる可能性を肯定した原判決について

—最高裁はこれとどう向きあうのか。

この点に関する原審大阪高裁の判断は以下の通りである。

「戦後補償という形式で明確に補償を受けることができた者と、戦後補償という形式での補償を受けることができない者という差異が生じ、さらにその後、その補償を受けられる者の範囲が拡大していったという経緯があることからすると、そのような補償を受けられた者とこれを受けられない者との間に生じた差異が、憲法14条1項の定める平等原則との関係で、全く問題を生じさせる余地がないと即断することはできない。（原判決19頁17行目～25行目）」

「・・・個別の補償措置について、それ自体には一応の合理性が認められるものであったが、その後の国の財政状況や社会情勢の変化等に伴い、補償を受けられる者と受けられない者との間の差異が、著しく不合理な状態に至っていることが誰の目にも明らかで、憲法的秩序の維持という観点からも放置し得ないものとなっているにもかかわらず、国会が合理的期間内にこれを是正する措置を講じないというような極めて例外的な場合にも、立法府の裁量の範囲を著しく逸脱したものということができ、そのような状態につき、憲法14条1項に違反すると判断される場合があり得ることも否定し難いと考えられる。」（原判決23頁最終行～24頁8行目）。

以上の通り原判決は、日本国憲法14条1項に関し、一審原告らが現在置かれている現状（＝法的状態）に関し、上記規範（憲法14条1項）に抵触する可能性を明言している。

最高裁平成17年9月14日判決は、憲法上保証されている国民の権利が侵害されているとき、または国民の権利の実現のための手続きが定められていない場合に立法不作為が国賠法1条1項の違法な行為となりうることを判示するが、上記大阪高裁判決は、一審原告ら権利の侵害について、憲法14条違反があり得ること、従って国賠法1条1項の適用上違法となりうる場合のあることを肯定しているのである。

我々は上記原審判断を高く評価するものである。

従来最高裁は、戦後補償における格差問題に関し、上記のような法解釈はとって来なかった。最高裁判所として、この原審裁判所の判断に関し、どう向きあうのか。逃げる事なく明確に判断を示すべきである。

2、憲法14条1項にかかる格差の合理性判断基準をどう考えるか

－最高裁の責務として明確に示すべきである、

この点に関し原審判決では2つの致命的誤りがある。

一つは、ここで問題となっている格差の性質に関する認識と判断枠組みの問題である。かねてより最高裁は憲法14条1項の適用に関し、格差の合理性を問う際、そこで問題となっている格差が、人間存在の根本にかかわり、本人の自由意思では左右できない部類の問題である場合（男女・親子・生まれ、国籍・嫡出・非嫡出の別等）やあるいはそこで問題となっている権利・利益の性質が憲法上特段に重要であると考えられる場合（選挙権等）においては、厳格な合理性判断枠組みを設定して来た（昨今における国籍法違憲訴訟、議員定数訴訟を巡る判断、そして近く出される見通しの嫡出・非嫡出の別に関する憲法判断）。

一審原告ら空襲被災者が置かれている法的状態は、（言うまでもなく単なる経済的救済の問題ではなく）、まさに人間の尊厳に直接かかわる問題なのである。原審もこの点に関しては、僅かに問題意識の片鱗を示しはしたものの、簡単に憲法13条の（誤った）法的性質論に逃避してしまったものである。最高裁は、事案に含まれる対象者の属性によって、場合により、（選挙権や相続権が争いになる場合には）これまでの最高裁の姿勢からすると、意外とも思える程積極的に憲法14条論を展開している。そうであるならば、戦後補償問題においても、明確な憲法判断を行うべきである。それは法令解釈に関する統一的有権解釈を行う最高裁の基本的責務でもあろう。

原審判決の今一つの重大かつ決定的な誤りは、立法裁量の枠組みを極限まで広げる理屈としての「戦争損害受忍論」の判断手法を、日本国憲法14条1項の平等原則違反の合理性判断枠組みとの関係で、いとも簡単に過去の最高裁判決の引用という形で展開している点である。

しかしながら、上記原審で引用されている昭和40年最高裁判決も、同

6 2 年最高裁判決でも、そこで原告となっている者の法的地位に関して、日本国憲法 1 4 条 1 項のあてはめの議論の中で、その判断枠組みを決する基準として議論されたものでは全くないのである。適用場面は全く異なる。

司法裁判所が一旦日本国憲法 1 4 条 1 項違反の可能性に言及した以上、その合理性判断基準に関して「受忍論」的手法は、絶対に採用できる議論にはならないはずである。

なぜなら、「受忍論」は、そもそも、日本国憲法の示す規範と照らし合わせて議論されることをはっきり忌避する論理だからである。

憲法が想定しないという議論を、日本国憲法 1 4 条 1 項の解釈論に入れ込んで議論する。およそ司法判断として到底耐えられない、致命的な法令解釈の誤りであろう。最高裁として、この点をどう考えるのか。本件での格差の合理性判断枠組みに関する基準論とともに、最高裁としての、将来を見据えた憲法解釈を明確に示されたい。それは、まさに憲法 8 1 条の要請に他ならないのである。